

箕面市専用水道設置管理要綱

(平成二十五年三月二十八日訓令第十八号)

改正 令和五年九月五日訓令第六十二号

(趣旨)

第一条 この要綱は、水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。)第四十八条の二第一項において準用する専用水道の設置及び管理に関し、法、水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)及び水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の布設工事の設計確認申請等)

第二条 法第三十三条第一項に規定する申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書(様式第一号)によるものとする。

2 法第三十三条第三項の規定による変更の届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届出書(様式第二号)により行うものとする。
(専用水道の給水開始前届及び廃止報告)

第三条 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による給水開始前の届出は、専用水道給水開始前届出書(様式第三号)により行うものとする。

2 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、専用水道廃止報告書(様式第四号)によりその旨を市長に報告しなければならない。

(専用水道の水道技術管理者設置報告等)

第四条 専用水道の設置者は、法第三十四条第一項において準用する法第十九条第一項の規定により水道技術管理者を置いたときは、水道技術管理者設置・変更報告書(様式第五号)によりその旨を市長に報告しなければならない。

2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、水道技術管理者設置・変更報告書（様式第五号）によりその旨を市長に報告しなければならぬ。

（専用水道の管理の業務委託等の届出）

第五条 法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項前段の規定による専用水道の管理に関する技術上の業務を委託したときの届出は専用水道の管理に関する技術上の業務委託届出書（様式第六号）により、同項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は専用水道の管理に関する技術上の業務委託契約失効届出書（様式第七号）により行うものとする。

2 専用水道の設置者は、専用水道の管理に関する技術上の業務委託届出書に記載した事項（委託した業務の範囲又は契約期間を除く。）を変更したときは、専用水道の管理に関する技術上の業務委託変更届出書（様式第八号）によりその旨を市長に届け出なければならぬ。

（委任）

第六条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年訓令第六十二号）

この要綱は、訓令の日から施行する。